

昭和 51 年 度

協同農業普及事業年次報告書

農 林 省 農 蚕 園 芸 局

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 22 条の規定に基づき、昭和 51 年度における農業及び農民生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び補助金の交付を受けて実施された事業の結果をとりまとめ、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 40 条の規定による歳入歳出決算の添付書類として国会に提出するため作成したものである。

目 次

	頁
I 昭和 51 年度の予算	(1)
II 昭和 51 年度において実施された事業の概要	(5)
第 1 農業改良普及事業	(5)
1 普及職員の設置	(5)
(1) 専門技術員	(5)
(2) 農業改良普及員	(6)
2 普及職員の資格試験	(6)
(1) 専門技術員	(6)
(2) 農業改良普及員	(7)
3 普及職員の活動の概要	(7)
(1) 専門技術員	(7)
(2) 農業改良普及員	(8)
4 農業改良普及所の運営	(9)
5 普及職員の研修	(10)
(1) 研修の実施	(10)
(2) 普及員研修施設の整備	(11)
6 農業改良普及活動促進事業の実施	(11)
(1) 大型技術現地実証特別事業	(11)
(2) 土地改良地区営農改善特別指導事業	(11)
(3) 中核農業経営育成特別普及事業	(12)
第 2 生活改善普及事業	(12)
1 普及職員の設置	(12)
(1) 専門技術員	(12)
(2) 生活改良普及員	(13)

2 普及職員の資格試験	(13)
(1) 専門技術員	(13)
(2) 生活改良普及員	(14)
3 普及職員の活動の概要	(14)
(1) 専門技術員	(14)
(2) 生活改良普及員	(14)
4 農業改良普及所の運営	(17)
5 普及職員の研修	(17)
(1) 専門技術員	(17)
(2) 生活改良普及員	(18)
6 生活改善普及活動促進事業の実施	(18)
(1) 農業者健康モデル地区育成事業	(18)
(2) 生活水準向上対策事業	(19)
(3) 農山漁村婦人高齢者活動促進事業	(19)
(4) 生活環境改善対策事業	(19)
(5) 農山漁村生活中核実験推進事業	(19)
7 農家生活技術改善実験研究の実施	(19)
8 漁家生活改善普及計画の樹立	(20)
第3 農村青少年研修教育事業	(20)
1 農業総合研修教育センター施設の整備	(20)
2 農村青年活動促進施設の設置	(21)
3 農村青少年活動促進対策事業の実施	(21)
付 表	(22)

I 昭和 51 年度の予算

農業改良助長法により補助金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第 14 条第 1 項の規定により、次のように定められている。

- (1) 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- (2) 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し、農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。
- (3) 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。
- (4) 前 2 号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

昭和 51 年度において定められた国の事業別予算額及びその内容は、次のとおりである。

1 農業改良助長法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係るもの

(1) 農業改良関係

ア 普及職員設置費

20,846,641,000円

都道府県において農業に関する普及事業に従事する専門技術員及び農業改良普及員の設置に要する人件費である。

昭和 51 年度に設置し得る職員の補助定数は、専門技術員 775 人、農業改良普及員 9,867 人（普及所長 635 人、改良普及員（地域）1,905 人、改良普及員（専門）3,565 人、改良普及員（一般）3,762 人）である。

イ 普及事業運営費

(ア) 専門技術員活動費

74,410,000円

専門技術員の現地活動等を強化するための地方専技室の運営(95 カ所)、普及指導機材の整備(19 カ所)、現地技術確定事業(99 カ所)の実施及び現地指導に要する経費である。

(イ) 普及所運営費

702,980,000円

a 農業改良普及員指導旅費

182,296,000円

農業改良普及員が普及指導活動を行うのに要する経費である。

b 普及所運営費

402,621,000円

農業改良普及所(635 カ所)の運営に必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、事務補助賃金等の経費である。

c 情報活動促進費

96,158,000円

普及組織における情報活動を強化するため、農業改良普及所において農家、集団、地

域、青少年に係る指導・活動記録カードの整備、普及所だよりの発行及び情報活動機材の整備を行うのに要する経費である。

- d 普及指導高度化機材整備事業費 14,844,000 円

普及指導活動に必要な分析診断機材を 127 カ所の農業改良普及所において整備するのに必要な経費である。

- e 緊急実態調査活動費 7,061,000 円

農政及び普及事業の推進に資するため、農家の意向、農村の動向、普及指導活動の状況等について、普及組織を通じて緊急に調査を行うのに要する経費である。

- (ウ) 農業改良普及推進協議会運営費 67,564,000 円

農業者の意向を普及指導活動に反映し、関係機関との密接な連携のもとに計画的な普及指導活動を展開するため、これらの代表者からなる農業改良普及推進協議会を普及所段階で開催するのに要する経費である。

ウ 農業改良普及活動促進費

- (ア) 大型技術現地実証特別事業費 3,765,000 円

農業技術の高度化に対応して適切な普及指導活動を行うため、試験研究機関等で開発された大型技術を農家段階で実証展示(10 地区)するのに 要する経費(施設整備費を除く。)である。

- (イ) 土地改良地区営農改善特別指導事業費 38,453,000 円

土地改良事業効果の早期発現と先導的な農家及び農家集団の育成を図るため、大規模な土地改良事業実施地区のうち、事業の実施により営農形態が大幅に変更される地区について、生産技術と経営管理技術を基礎とした 濃密指導を 55 カ所において実施するのに要する経費である。

- (ウ) 中核農業経営育成特別普及事業費

- a 中核的農業経営者育成特別指導事業費 55,079,000 円

農業生産の中核的な担い手を育成するため、農業改良普及所ごとに今後育成しようとする経営類型別に育成目標を作成し、先導的役割を果たす拠点農家に対する個別指導、研究グループの育成を 47 都道府県において濃密に行うのに要する経費である。

- b 地域農業経営育成総合指導事業費 192,201,000 円

農業生産の中核的な担い手を育成するため、重点市町村において、個別経営・生産組織の育成計画、異なる経営類型間における土地、労働力、副産物等の結合補完計画等を策定し、これに基づき総合指導体制により濃密指導を 237 地区において実施するのに要する経費である。

(2) 生活改善関係

- ア 普及職員設置費 3,902,772,000 円

都道府県において、生活改善に関する普及事業に従事する専門技術員及び生活改良普及員の設置に要する人件費である。

昭和 51 年度に設置し得る職員の補助定数は、専門技術員 250 人、生活改良普及員 2,113 人（広域担当 635 人、地域担当 1,478 人（うち漁家担当 156 人））である。

イ 普及事業費

(7) 指導旅費 38,127,000円

専門技術員及び生活改良普及員が普及指導活動を行うのに要する旅費である。

(イ) 普及所運営費

a 生活改良普及員普及器材整備費

7,449,000円

生活改良普及員の普及指導活動に必要なスライド、照度計、組立式住宅模型等の器材の整備に要する経費である。

b 産休生活改良普及員代替職員費

28,651,000円

生活改良普及員の産前産後の休暇中における生活改善普及指導活動を代替して行う産休生活改良普及員代替職員の設置に要する経費である。

c 普及活動推進費

22,470,000円

地域住民を通して生活改善課題の調査を行うとともにこれら住民に対し研修を行うのに要する経費である。

(ウ) 農業者健康モデル地区育成事業費

158,585,000円

農業者の生活及び生産に係る環境と健康との相関関係を明らかにし、農業者の健康の維持増進に資するため、42 都道府県において健康モデル地区を設定し、健康調査等と自主的な健康管理の指導を行う健康モデル地区育成事業及び健康調査、健康管理の指導、健康管理組織の育成等を全国 4 地域（4 県）において行う健康農村推進事業を実施するのに要する経費である。

(エ) 生活水準向上対策事業費

17,998,000円

先に行った農山漁村地域生活水準診断調査及び向上対策事業の成果に基づき生活水準向上のための対応策等を策定するのに要する経費である。

(オ) 農家生活技術等改善研究費

11,685,000円

農家生活向きの生活改善技術の確立及び実用化を図るため、専門技術員が実験研究を 47 都道府県において実施するのに要する経費及び漁家生活改善の普及計画を 10 県において樹立し、活動を進めるのに要する経費である。

2 農業改良助長法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に係るもの

(1) 農業改良関係（普及事業費）

ア 普及所運営費のうち巡回指導施設設置費

43,411,000 円

普及指導活動の効率化を図るための四輪車 112 台を農業改良普及所に設置するのに要する経費である。

イ 農業改良普及職員研修費

159,291,000 円

専門技術員及び農業改良普及員の資質の向上を図るため、各種の研修を実施するのに要す

る経費及び改良普及員の資質向上を図るため、改良普及員研修施設に対し、視聴覚機材(9カ所)及び研修実験施設(9カ所)を整備するに要する経費である。

ウ 大型技術現地実証特別事業費のうち施設整備費 14,684,000 円

(2) 生活改善関係(普及事業費)

ア 生活改善普及職員研修費 37,329,000 円

専門技術員及び生活改良普及員の資質の向上を図るため、各種の研修を実施するのに要する経費である。

イ 農村婦人、高齢者活動促進事業費 35,818,000 円

農村婦人及び高齢者を対象に、生活改善を進めるのに必要な資質及び技術の向上を図るため、生活技術習得のための講習会等を開催するのに要する経費である。

ウ 生活環境改善対策事業費 64,709,000 円

地域住民の実践活動を通じて生活環境の改善を図るため、地区生活環境診断カルテの作成、地域生活機能保全講習会の開催等を行うのに要する経費である。

エ 機動力設置費 17,200,000 円

巡回指導活動の効率化に資するため、四輪車(拡声装置付ライトバン)51台を農業改良普及所に設置するのに要する経費である。

オ 農村生活中核実験施設推進費 4,896,000 円

先に設置した農村生活中核実験施設の設置目的の達成のため、同施設を媒体とする地域住民の相互交流活動の促進、その成果の他地域への波及等を行うのに要する経費である。

(3) 農村青少年研修教育関係(農村青少年研修教育事業費)

ア 農業総合研修教育センター施設整備事業費 347,609,000 円

(他に50年度からの繰越額(高等農業教育施設整備費) 89,000,000 円)

農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応し、高等学校卒業程度の農村青年を対象として、高度な専門技術と経営能力を付与し、先進的農業経営者を育成するため、長期研修施設(教育施設・宿泊施設・体育施設)、短期研修施設(教育施設・宿泊施設)及び総合技術教育設備(新技術関連施設等)を整備するのに要する経費である。

イ 農村青年活動促進施設整備費 74,799,000 円

農村青少年の活動促進を図る場としての研修施設を都道府県の主要農業地域に設置(13カ所)するとともに、その内部設備として、視聴覚教育設備を整備(30カ所)するのに要する経費である。

ウ 農村青少年活動促進対策事業費 261,721,000 円

農村青少年の資質と能力の向上を図るとともに、農村青少年の自主的な集団による地域の農業改良及び生活改善に関する活動を積極的に推進するため、農村青少年の育成過程及び地域の農業事情等に即して有機的・体系的に、緑の学園の開催事業、青年農業士等育成対策事業、農村青年活動促進事業等を47都道府県において実施するのに要する経費である。

Ⅱ 昭和51年度において実施された事業の概要

第1 農業改良普及事業

農業改良普及事業においては、農業をめぐる諸情勢に対処して、農業構造の改善、需要の動向に即した農業生産、農業生産の中核的な担い手の育成等を当面の重点課題として活発な普及指導活動を進めることとし、次の諸事業を実施した。

1 普及職員の設置

農業改良普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と農業改良普及員が設置されている。

(1) 専門技術員

専門技術員は、農業に関する試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究するとともに農業改良普及員を指導する者(専門技術員(1))と、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、普及指導活動の技術及び方法について農業改良普及員を指導する者(専門技術員(2))との2種に区分されている。

専門技術員(1)は、稲、果樹、乳牛等18専門項目に区分され、また専門技術員(2)は普及指導活動(農業)及び普及指導活動(青少年)に区分されている。

専門技術員の設置に当たっては、都道府県が農業事情等を勘案して、必要な専門項目を選定し、有資格者の中から設置している。

昭和51年度末における設置数は663人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別設置数は、付表(1)のとおりであり、都道府県別の専門項目別設置数は、付表(2)のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数(昭和52年3月31日現在)

区分	専 門 項 目	人 員	区分	専 門 項 目	人 員
専門技術員(1)	稲	58人	専門技術員(1)	養 鶏	14人
	麦 及 び 雑 穀	8		家 畜 衛 生	4
	そ 菜 及 び い も 類	76		農 畜 産 利 用 加 工	0
	果 樹	76		農 業 機 械	36
	工 芸 作 物	17		農 業 経 営	60
	花 き	27		農 業 土 木	0
	飼料作物及び草地改良	31		営 農 林	0
	土 じ ょ う 肥 料	56	専門技術員(2)	普及指導活動(農業)	59
	病 害 虫	53		“ (青少年)	20
	畜 産 一 般	47	計		663
	乳 牛	21			

専門技術員の学歴別構成(昭和52年3月31日現在)

区 分	大 学	短 大			準 専		高 校 (旧 中)	計
		旧 高 専	短 大	農 講	旧専実科	技 養		
員 数(人)	135	142	11	147	12	64	152	663
比 率(%)	20.4	21.4	1.7	22.2	1.8	9.6	22.9	100.0

注) 農講…農業講習所

技養…農業会(農会)技術員養成所

専門技術員の年齢別構成(昭和52年3月31日現在)

区 分	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員 数(人)	1	46	139	330	130	17	663
比 率(%)	0.1	6.9	21.0	49.8	19.6	2.6	100.0

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員は、農業改良普及所に所属し、直接農民に接して農業に関する普及指導活動を行っている。昭和51年度末における設置数は、9,529人であり、その学歴別、年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、農業改良普及員の都道府県別設置数は、付表(Ⅱ)のとおりである。

農業改良普及員の学歴別構成(昭和52年3月31日現在)

区 分	大 学	短 大			準 専		高 校 (旧 中)	計
		旧 高 専	短 大	農 講	旧専実科	技 養		
員 数(人)	1,254	211	379	3,714	57	864	3,050	9,529
比 率(%)	13.1	2.2	4.0	39.0	0.6	9.1	32.0	100.0

注) 農講……農業講習所

技養……農業会(農会)技術員養成所

農業改良普及員の年齢別構成(昭和52年3月31日現在)

区 分	25歳以下	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員 数(人)	451	1,151	917	1,044	1,389	2,755	1,794	26	9,529
比 率(%)	4.7	12.1	9.6	11.0	14.6	28.9	18.8	0.3	100.0

2 普及職員の資格試験

普及職員任用資格は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令」(昭和27年政令第148号)によつて資格試験に合格した者と、一定の学歴及び経験を有する者に与える方法(無試験任用)の二つの方法が定められている。

昭和51年度に実施した資格試験の概要は、次のとおりである。

(1) 専門技術員

専門技術員の資格試験は、農林大臣が「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則」(昭和27年農林省令第71号)により実施しているが、昭和51年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

専門項目 区 分	稲	麦及び雑穀	そ菜及びいも類	果 樹	工芸作物	花 き	飼料作物及び草地改良
受 験 者 数(人)	44	9	65	67	11	32	21
合 格 者 数(人)	14	4	14	15	2	7	6
合 格 率(%)	31.8	44.4	21.5	22.4	18.2	21.9	28.6

専門項目 区 分	土じょう料	病 害 虫	畜産一般	乳 牛	養 鶏	家畜衛生	農畜産利用加工
受 験 者 数(人)	36	36	20	11	9	1	0
合 格 者 数(人)	10	7	9	4	5	0	0
合 格 率(%)	27.8	19.4	45.0	36.4	55.6	0	0

専門項目 区 分	農業機械	農業経営	農業土木	営 農 林	普及指導活動(農業)	普及指導活動(青少年)	計
受 験 者 数(人)	25	27	0	0	30	17	461
合 格 者 数(人)	6	7	0	0	4	3	117
合 格 率(%)	24.6	25.9	0	0	13.3	17.6	25.4

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行っているが、全国的な統一を図るため、農林省において条例準則を示している。

昭和51年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

農業改良普及員資格試験実施概要

学 歴 区 分	大 学	短 大	農業講習所	高 校	計
受 験 者 数(人)	1,813	550	1,415	60	3,838
合 格 者 数(人)	1,104	261	975	41	2,381
合 格 率(%)	60.9	47.5	68.9	68.3	62.0

3 普及職員の活動の概要

(1) 専門技術員

専門技術員の活動は改良普及員の活動に対する指導援助、専門事項についての調査研究、試験研究機関等関係機関との連携等多岐にわたっている。

一方、近年における農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応した指導活動を実施するため、都道府県の試験研究機関等に地方専技室を設置し、専門技術員の分駐を促進し、専門技術員による試験研究機関との連携の緊密化及び現地指導の強化に努めてきており、この結果、約半数の専門技術員が分駐している。

昭和51年度においては、地方専技室の運営及び普及指導機材の整備に必要な経費を助成したほか、試験研究成果の現地への普及浸透と農業経営への定着化を図るとともに現地における技術的問題点の解明等を行うため専門技術員が中心となつて現地技術確定事業を実施した。

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員の職務別構成は、所長、地域を担当する改良普及員、専門事項を担当する改良普及員に分かれている。①所長は、自ら普及指導活動に従事するとともに関係機関との連携、職員の勤務状況のは握等機関の長としての所務を司り、②地域を担当する改良普及員は担当市町村を明確にし、常時市町村、農業協同組合等との連携を図りつつ農業者に密着し、担当地域内の農業についての総合的な普及指導を行い、③専門事項を担当する改良普及員は、作物、園芸、畜産、農機具、病虫害等の担当専門事項について、地域を担当する改良普及員と連携をとりながら管内全域にわたって高度な技術・経営に関する指導を行っている。

ア 活動時間

農業改良普及員の活動は、直接農業者や農業者の集団に接して普及指導活動を行うことが基本であるが、農業技術の高度化、農業経営の専門化、指導領域の拡大化等に伴って、普及指導活動を効率的に展開するための資料作成、調査、打合せ等指導準備に要する時間及び関係機関との連携に要する時間の割合が相対的に高まっており、直接農業者等に対する指導援助等の時間は総活動時間のほぼ半分程度となっている。

イ 活動内容

最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応して農業改良普及事業をより効率的に運営するため、農業改良普及所ごとに重点対象を選定し、普及指導計画を樹立することによって体系的・継続的な普及指導活動の展開を図っている。また、普及指導計画の樹立に際して、普及指導活動の目標及び領域を明らかにするため、当面する普及事業の重点目標として、①地域計画についての指導助言、②農業構造の改善についての指導助言、③優れた経営の担い手の育成指導、④需要の動向に即した農業生産についての指導助言、⑤健康を旨とする生活と生産の調和についての指導助言、⑥農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言の6項目を定め、さらに、当面の農政の重点として取り組むべき⑦農業団地の育成、⑧水田の総合利用を図るための転作、⑨安全な食料の供給と公害防止の3項目についての指導助言を加えた9項目(以下「重点項目」という。)を重点に普及指導活動の展開を図っている。

昭和51年度の普及指導計画でとりあげた普及指導課題を上記の重点項目に基づいて整理すると、次表のとおりである。

重点項目別実施割合

重点項目	課題	とりあげている普及所の割合
地域計画についての指導助言	農村計画資料の整備	71.3%
	農村計画策定への誘導と参画	78.2
農業構造の改善についての指導助言	近代的農業経営の育成	87.0
	農業生産組織の育成	80.0
	転職希望農家、出稼農家の援助	27.7

重 点 項 目	課 題	とりあげている普及所の割合
優れた経営の担い手の育成指導	農業・生活についての知識・技術の習得	88.7
	経営・管理能力の助長	78.5
	集団活動の強化	91.3
需要の動向に即した農業生産についての指導助言	畜産農家飼養規模の拡大と集団化の推進	96.6
	施設園芸農家の育成と集団化の推進	83.6
	園芸農家の育成と集団化の推進	94.6
	畑作(特用作物)農家の育成と集団化の推進	71.3
	近代的稲作経営の育成	93.1
農業団地育成についての指導助言	農業団地育成の推進	68.0
水田の総合利用を図るための転作等についての指導助言	地域性を生かした集団的転作への誘導	63.3
	転作の技術、経営の安定	62.5
安全な食料の供給及び公害防止についての指導助言	他産業に起因する公害の被害軽減 農業に起因する公害及び食料汚染の防止	67.7

注) 主として生活改善に関する項目については、生活改善普及事業に掲載するため本表では省略する。

また、農業改良普及員の重点項目に係る総活動時間中の項目別活動割合は、次表のとおりである。

農業改良普及員の重点項目別活動時間割合

重 点 項 目	活 動 割 合
地域計画についての指導助言	8.3%
農業構造の改善についての指導助言	8.0
優れた経営の担い手の育成指導	14.3
需要の動向に即した農業生産についての指導助言	60.6
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	1.9
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	0.7
農業団地の育成についての指導助言	3.3
水田の総合利用を図るための転作等についての指導助言	1.5
安全な食料の供給と公害防止についての指導助言	1.4
計	100.0

4 農業改良普及所の運営

農業改良普及所は、改良普及員の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた総合的な普及指導活動の推進、市町村・農業協同組合等との連絡の緊密化等を目的として設けられ、その位置、名称、管轄区域は各都道府県の条例によつて定められている。昭和51年度末で610の農業改良普及所が設けられており、都道府県別の農業改良普及所数は、付表Ⅲのとおりである。

昭和51年度は、運営費の助成のほか、年次計画に基づき巡回指導施設及び普及指導機材について整備した。